



01 遠野町 行政区 変更なし 消防団

02 綾織町 行政区 1~3区、4・5区、6・7区を統合 消防団 1・5部、2・3部を統合、分所は廃止

行政区	現 7行政区 ▶ 新 3行政区	消防団	現 5部 3分所 ▶ 新 3部
	1区と2区と3区 ▶ 1区		1部 - 根岸分所 と 5部 ▶ 1部
	4区と5区 ▶ 2区		2部 と 3部 ▶ 2部
	6区と7区 ▶ 3区		4部 - 長岡分所 和野分所 ▶ 3部

03 小友町 行政区 1・2・4区を統合 消防団 1・2・4部を統合、鮎貝分所を新設

行政区	現 5行政区 ▶ 新 3行政区	消防団	現 5部 ▶ 新 3部 1分所
	1区と2区と4区 ▶ 1区		1部 と 2部 と 4部 ▶ 1部 - 鮎貝分所
	3区 ▶ 2区		3部 ▶ 2部
	5区 ▶ 3区		5部 ▶ 3部

04 附馬牛町 行政区 1・4区、2・3区、5~7区を統合 消防団 2・3部、4・5部を統合、小出分所を新設

行政区	現 7行政区 ▶ 新 3行政区	消防団	現 5部 4分所 ▶ 新 3部 1分所
	1区と4区 ▶ 1区		1部 - 和野分所 ▶ 1部
	2区と3区 ▶ 2区		2部 - 大萩分所 沢の口分所 と 3部 ▶ 2部 - 小出分所
	5区と6区と7区 ▶ 3区		4部 と 5部 - 荒屋分所 ▶ 3部

05 松崎町 行政区 変更なし 消防団

行政区の再編理由

① 地域の担い手が不足
人口減少・高齢化が進む中、人材・人手不足などの問題から、地域活動が困難に。

消防団の再編理由

① 団員数減少&少子高齢化
消防団員確保が厳しさを増している。出勤に必要な人数が揃うまでに時間を要することも。

各地区の住民と 検討を重ねる

② 住民自治が進めやすい 範囲に行政区を再編

90行政区
▼ 減 28行政区
62行政区

② 部・分所をより実働的な 組織に見直す

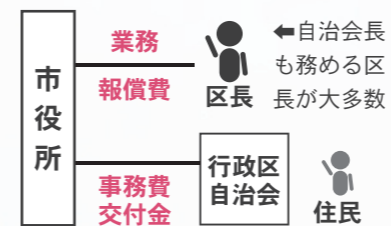
56部 11分所
▼ 減 12部 8分所
44部 3分所

「区長制度」廃止、「行政区自治会支援交付金」新設

行政区の再編と同時に「区長制度」を廃止します。来年4月から区長の職が無くなり、従来の区長業務は「行政区自治会」が受け手となります。また、市からの報償費と交付金を見直し、「行政区自治会支援交付金」に一本化。行政区自治会会計の簡素化を図り、活動を支援します。

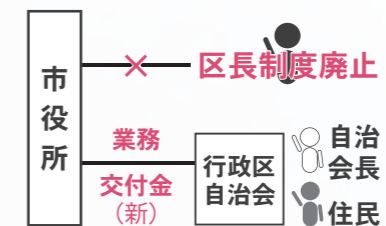
現在 (イメージ図)

■ 区長が市と連携し、行政関係の業務を担う



来年4月~ (イメージ図)

■ 行政区自治会が市と連携し、行政関係の業務を担う



区長報償費

■ 区長個人への報償費

変更

行政区事務費交付金

■ ①世帯割②均等割③施設割
①②は行政区自治会に、③は集会所施設事務局などに交付

統合

行政区自治会支援交付金

■ 世帯数に応じた交付金(新)
区長報償費に代わる交付金。自治会長や文書配布員(班長など)への手当などを自治会の考えで決定できる。(合併加算あり)
■ 行政区事務費交付金は統合
従来の基準を維持し、支援交付金に統合して自治会などに交付

行政 消防 行政区 再編

来年4月1日

再編

持続可能な地域コミュニティ再構築へ

市内「行政区」と「消防団」の再編内容が決まり、来年4月から新しい体制に変わります。また、同年4月から区長の職を廃止し、行政区自治会支援交付金を新設します。内容を紹介します。



09 宮守町宮守 行政区 1・2区、4・7区を統合
消防団 1・3部、2・5部を統合、分所は廃止

行政区	現 7行政区 ▶ 新 5行政区	現 5部1分団 ▶ 新 3部
	1区と2区 ▶▶▶ 1区	1部と3部 ▶▶▶ 1部
	3区 ▶▶▶ 2区	2部と5部 ▶▶▶ 2部
	4区と7区 ▶▶▶ 3区	4部-岩根橋分所 ▶▶▶ 3部
	5区 ▶▶▶ 4区	
	6区 ▶▶▶ 5区	

06 土淵町 行政区 1～3区、4・5区を統合
消防団 再編しない

行政区	現 10行政区 ▶ 新 7行政区	7区 ▶▶▶ 4区
	1区と2区と3区 ▶▶▶ 1区	8区 ▶▶▶ 5区
	4区と5区 ▶▶▶ 2区	9区 ▶▶▶ 6区
	6区 ▶▶▶ 3区	10区 ▶▶▶ 7区

10 宮守町達曽部 行政区 1・2区、3・4区、5～7区を統合
消防団 再編しない(管轄区域は見直し)

行政区	現 7行政区 ▶ 新 3行政区	消防団	現 5部 ▶ 新 3部
	1区と2区 ▶▶▶ 1区		1部と5部 ▶▶▶ 1部
	3区と4区 ▶▶▶ 2区		2部と4部 ▶▶▶ 2部
	5区と6区と7区 ▶▶▶ 3区		3部 ▶ 変更なし ▶▶▶ 3部

07 青笹町 行政区 1・2区、7・8区を統合
消防団 2・4部、3・5部を統合

行政区	現 8行政区 ▶ 新 6行政区	消防団	現 5部 ▶ 新 3部
	7区と8区 ▶▶▶ 1区		1部と5部 ▶▶▶ 1部
	1区と2区 ▶▶▶ 2区		2部と4部 ▶▶▶ 2部
	3区と6区 ▶ 変更なし ▶▶▶ 3区と6区		3部 ▶ 変更なし ▶▶▶ 3部

11 宮守町鱒沢 行政区 1・2区、3～5区を統合
消防団 2・4部を統合

行政区	現 6行政区 ▶ 新 3行政区	消防団	現 4部 ▶ 新 3部
	1区と2区 ▶▶▶ 1区		1部 ▶ 変更なし ▶▶▶ 1部
	3区と4区と5区 ▶▶▶ 2区		2部と4部 ▶▶▶ 2部
	6区 ▶▶▶ 3区		3部 ▶ 変更なし ▶▶▶ 3部

08 上郷町 行政区 2・3区、4・5区、6・7区、8・10区を統合
消防団 4・5部を統合、分所は廃止

行政区	現 10行政区 ▶ 新 6行政区	消防団	現 6部2分団 ▶ 新 5部
	1区 ▶ 変更なし ▶▶▶ 1区		1部 ▶ 変更なし ▶▶▶ 1部
	2区と3区 ▶▶▶ 2区		2部 ▶ 変更なし ▶▶▶ 2部
	4区と5区 ▶▶▶ 3区		3部-川原分所 ▶▶▶ 3部
	6区と7区 ▶▶▶ 4区		4部-来内分所と5部 ▶▶▶ 4部
	8区と10区 ▶▶▶ 5区		6部 ▶▶▶ 5部

■ 問い合わせ
 行政区再編…市市民協働課 (☎62-4411内線213)
 消防団再編…遠野消防署 (☎62-2119内線103)